

令和4年第1回さくら市議会 定例会提案理由説明書

説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	令和4年度市政執行の基本方針等について	P 5
2	さくら市犯罪被害者等支援条例の制定について	P 12
3	さくら市個人情報保護条例の一部改正について	P 13
4	さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさくら市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	P 13
5	さくら市国民健康保険税条例の一部改正について	P 13
6	さくら市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について	P 14
7	さくら市営住宅管理条例の一部改正について	P 14
8	さくら市老人福祉センター条例の廃止について	P 14
9	令和3年度さくら市一般会計補正予算(第11号)	P 15
10	令和3年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	P 16
11	令和3年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	P 17
12	令和3年度さくら市下水道事業会計補正予算(第2号)	P 17
13	令和4年度さくら市一般会計予算	P 18
14	令和4年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計予算	P 22
15	令和4年度さくら市国民健康保険特別会計予算	P 22
16	令和4年度さくら市後期高齢者医療特別会計予算	P 23
17	令和4年度さくら市介護保険特別会計予算	P 23
18	令和4年度さくら市水道事業会計予算	P 24
19	令和4年度さくら市下水道事業会計予算	P 25

番号	項 目 名	ページ
20	塩谷広域行政組合格約の変更について	P 25
21	さくら市教育委員会委員の任命同意について	P 26
22	鍛冶ヶ澤辺地に係る総合整備計画の策定について	P 26
23	鷺宿辺地、下河戸南辺地及び上河戸辺地に係る総合整備計画の変更について	P 27
24	人権擁護委員候補者の推薦について	P 27
25	人権擁護委員候補者の推薦について	P 28
26	議案説明資料 参照法令等	P 29
27	さくら市個人情報保護条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 31
28	さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさくら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 33
29	さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 38
30	さくら市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 49
31	さくら市営住宅管理条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 50
32	塩谷広域行政組合格約の一部を改正する規約案新旧対照条文	P 51

令和4年第1回さくら市議会定例会の開会にあたり、本定例会における諸議案の説明に先立ち、令和4年度の市政経営に関する基本的な考えを申し述べさせていただきます。

はじめに、幾度も感染拡大、縮小を繰り返す新型コロナウイルスに対する最前線の現場で医療、保健、介護を支えて頂いている多くの皆様のご尽力に感謝申し上げます。また、市民の皆様や店舗、事務所等における、マスクの着用、手洗いや消毒、3密を避けるなどの感染症拡大防止のための弛みない取り組みを頂き感謝申し上げます。

しかしながら、1月に入り、日本全土に感染拡大の最大波が及び、瞬く間に全国での感染者数は膨れ上がり、本県、本市においても感染者が急増し、1月27日には本県も「まん延防止等重点措置」の適用を受けるなど、予断を許さない状況が続いております。必ず乗り越える、市民を守り抜く強い意志を以て、国、県と密に連携し感染症対策の徹底、感染症拡大の影響を受けた方に対する支援を迅速に行ってまいります。

令和4年度の市税収入におきましては、令和3年度と同様、非常に厳しい状況となることを想定しており、本市の財政上の影響も引き続き大きな影響を受けると覚悟しなければならない

と考えております。これまでにない厳しい市政経営となりますが、極力、市民サービスを低下させることのないよう、本市が目指す将来像、さくら市での「暮らしが楽しめる健康・里山・桜の小都市」の実現に向けて、質実主義のもとあらゆる手法を駆使し、「新たな気概」を以て推進してまいります。

それでは、令和4年度に取り組んでまいります重点事項について、先に議員各位に御説明申し上げました、「市政経営基本方針」に沿ってご説明申し上げます。

はじめに、「新型コロナウイルス感染症対策」でございます。

地元医師団や医療機関の多大なる協力の下、第3回目のワクチン接種を推進していきます。実行再生産数がこれまでの数倍と感染力が強大なオミクロン株の感染対策として、強固かつ綿密な感染予防対策を徹底し、蔓延防止対策を図りながら「市民の健康」、「仕事と暮らし」、「子ども達の学び」を守ります。国、県、関係機関等と密に連携しながら、本市独自の対策・支援を即時に実行するなどあらゆる施策を行ってまいります。

次に二つ目の「ポストコロナを見据えた強固な経済基盤づくり」への対応でございます。

新型株はその感染者数の莫大さから、病床逼迫度合に比して経済的阻害が甚大であり、飲食業をはじめ、中小・小規模事業者、生活困窮者等への生活に多大な影響をもたらしております。従って経済的支援については迅速性を以て柔軟に実行すると共に、中小企業の規模拡大等を重点的に支援し、活力ある中堅・中小企業等の創出を促します。企業誘致を引き続き促進します。

農産物の売上向上については引き続き重要政策として取り組みます。まず新型コロナの影響を受けて苦渋する米生産農家対策を早期に実行し、園芸作物の作付面積拡大や担い手による効率的な営農を支援する他、魅力的でモデル的な農家の育成に取り組んでまいります。

今後共、地元産品の振興に一層の注力を新たに図り、市内経済の活性化に注力してまいります。

三つ目、「自然災害への備え」でございます。

気候変動により気象災害が激化・頻発化しており、防災力の強化は喫緊の課題です。

強くしなやかな市民生活の実現には、さくら市国土強靱化地域計画に基づく、国、県と連携したハード事業と、「防災・避難対策等検証会議」の結果や「さくら市地域防災計画」を基にし

たソフト事業の両輪が必要です。災害時に弱者となってしまう高齢者や障害者などを考慮した、多様な視点を踏まえながら、ハード・ソフト一体となった取組みを推進します。

自主防災組織の設立推進を引き続き図りながら、新年度以降はまず地区防災計画の全地区策定の取組を開始し、防災教育を推進して市民一人一人の防災意識を高め、災害時に一人の市民も逃げ遅れることのない防災減災対策を積極推進致します。

四つ目、「ふるさと納税の増収達成」でございます。

財源の確保とワイズ・スペンディング（「賢い支出」の意）、事業の選択と集中に取り組んでまいります。特に、個人からのふるさと納税、そして企業版ふるさと納税の大幅増収に向けて全国的に大変大きな実績を上げている市町の取組みを参考としながら、あらゆる方策を講じて意欲的に取り組んでまいります。

五つ目「スマートな小都市の実現に向けた取組み」でございます。

国においてもデジタル・ガバメント実行計画によりデジタル庁が発足し、行政のデジタル化や民間部門のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進が緒に就き、さらに新政府は

デジタル田園都市国家構想によりデジタル技術の地方における実装を推進することを表意しました。

本市においては進取主義にもとづいて市役所におけるデジタル・シフトはもとより、市民生活を変革するあらゆる分野での改革に取り組めます。子育て情報や市の企画する様々な取組みを一元的に集約するプラットフォームの確立やキャッシュレス決済、スマート農業推進などの様々な取組みを開始致します。目指す方向にある、移動手段を便利に使いこなす『Maas(Mobility as a service)』や、健康情報・PHR(パーソナル・ヘルス・レコード)の活用も視野に入れ、リモートワークやワーケーションの推進に資してまいります。

基盤となる社会資本の整備については、引き続き地方創生道整備交付金による農道等、総合的な道路ネットワーク整備や通学路の安全確保のための整備など積極的に推進してまいります。

六つ目「ふるさとの魅力・ブランド力の向上」でございます。

氏家駅周辺の魅力向上をはじめとして、様々な取組みの展開を図ります。具体的には、「桜と花と緑に彩られたまちづくり」として、勝山の桜見本園・桜並木・荒川沿岸などの桜植樹に向けた取組みに加えて、桜や花、緑で街を彩る市民活動等の支援

をバージョンアップで直接支援するなど強化・推進することで自然豊かな住環境を目指します。

また、市民や関係団体、有識者等、多種多様な立場の方で構成する「お丸山会議」を開設し、商工観光振興や歴史顕彰、環境向上等を議論・検討して実行していきます。地域資源である温泉の魅力をさらに磨き上げ、魅力発信に努めます。

七つ目「さくら市の子ども達のために」でございます。

さくら市は県内一子どもの割合が多い市です。ICT教育の推進としてGIGAスクール構想と連動したハード・ソフト・人材の強化促進に努めます。大きな投資となりますが、子ども達への安心、安全な給食の提供や地元食材の活用促進のために給食センターの整備を進めてまいります。

また、スポーツ施設の整備を次々に行ってまいります。本年は画期的な「壁打ち施設」が完成致します。引き続き、全ての年代の方々の健康に資する施設整備に取り組んでまいります。

また、「待機児童ゼロ」を継続する取り組みを進めながら、保育園の民営化による効率化や子育て世代包括支援センターと連携した子育て情報プラットフォームの確立など、子育て支援の強化や利便性向上に向けて様々取り組んでまいります。

八つ目「セーフティネットの強化」でございます。

新型コロナウイルスの影響により、全国的に生活保護申請件数が増加しています。本市においても生活困窮者自立支援制度をはじめとした各種制度の活用や社会福祉協議会等の協力のもと柔軟かつ迅速に支援を行います。

市民一人一人が住み慣れた地域で支え合いながら暮らせる地域共生社会づくりを進め、地域包括ケアシステムの構築や必要な支援につなげられる相談窓口の充実に取り組み、高齢化社会の加速化に対応するため民間事業者による高齢者施設等の充実を積極的に推進します。

九つ目「グリーン社会の実現」でございます。

国や県のカーボンニュートラルへの取組みと軌を一にして、バイオマス産業都市構想、グリーンイノベーションの実現など、地球温暖化防止や生物多様性保全に努めてまいります。

以上、令和4年度の市政経営基本方針に沿って主な取組みについて申し上げました。まずは新型コロナを乗り越えるために各方面と連携して全庁を挙げて取組み、只今申し述べました様々な政策施策実行を通じて、あらゆる世代の皆様が生涯にわ

たり健康でさくら市での「暮らしを楽しめる」まちづくりを進めていく決意でございます。

結びに、議員各位をはじめ、市民の皆様の変わらぬ御理解と御協力をお願い申し上げ、年頭の所信といたします。

引き続き、議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 7 件、予算 11 件及びその他の議案等 6 件であります。

議案第 1 号は、さくら市犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。

本案は、犯罪被害者等への支援に関し、犯罪被害者等が受けた被害の経済的な負担軽減を図るとともに、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するために必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第 2 号は、さくら市個人情報保護条例の一部改正についてであります。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、引用する条項の規定を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 号は、さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさくら市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、さくら市職員の休暇制度について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国家公務員の取扱いに準拠し、不妊治療のための休暇の新設及び育児休業等の取得要件の緩和をするなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 4 号は、さくら市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本案は、国民健康保険事業の健全で適正な運営を図るため、未就学児に係る被保険者均等割額を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第5号は、さくら市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、重度心身障害者における医療費助成の対象に新たに精神障害者を加えるため、所要の改正を行うものであります。

議案第6号は、さくら市営住宅管理条例の一部改正についてであります。

本案は、さくら市犯罪被害者等支援条例の制定に伴い、犯罪被害者支援策として市営住宅の入居要件を緩和する規定を設けるため、所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、さくら市老人福祉センター条例の廃止につい

てであります。

本案は、東日本大震災で被災した老人福祉センターを解体したことから、条例を廃止するものであります。

議案第 8 号は、令和 3 年度さくら市一般会計補正予算（第 11 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 7 億 1,237 万 5 千円を追加し、予算の総額を 223 億 7,761 万円とするものであります。

歳入の主なものでは、11 款地方交付税で、普通交付税 3 億 5,483 万 7 千円、15 款国庫支出金で、学校施設環境改善交付金 1 億 5 千万円を追加、19 款繰入金で、財政調整基金繰入金 5 億 1,589 万 6 千円を減額し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、2 款総務費で、基金積立事業費 3 億 8,609 万 9 千円、10 款教育費で、小学校施設長寿命化改良事業費 4 億 5,252 万 2 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

第 2 表繰越明許費の補正は、公用車管理事務ほか 12 件で、年度内の事業完了が見込めないことによるものであります。

第 3 表地方債の補正は、熟田小学校長寿命化改良事業債を追

加、保育施設整備事業債ほか4件の限度額を変更するものであります。

議案第9号は、令和3年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額から1,637万円を減額し、予算の総額を2億9,008万8千円とするものであります。

歳入の主なものでは、2款財産収入で、保留地処分収入1,030万4千円を追加、3款繰入金で、一般会計繰入金742万6千円、6款市債で、上阿久津台地土地地区画整理事業債990万円を減額し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、1款土地地区画整理事業費で、上阿久津台地土地地区画整理事業費1,500万円を減額し、計上いたしました。

第2表繰越明許費は、上阿久津台地土地地区画整理事業で、年度内の事業完了が見込めないことによるものであります。

第3表地方債の補正は、上阿久津台地土地地区画整理事業債の限度額を変更するものであります。

議案第 10 号は、令和 3 年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 1 億 9,772 万 6 千円を追加し、予算の総額を 42 億 8,608 万 9 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、8 款繰入金で、財政調整基金繰入金 2,497 万 5 千円を減額、9 款繰越金で、前年度繰越金 2 億 1,831 万 2 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、2 款保険給付費で、一般被保険者療養給付費 8,273 万 6 千円、一般被保険者高額療養費 1,529 万 3 千円、7 款基金積立金で、国民健康保険財政調整基金積立金 7,310 万 4 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 11 号は、令和 3 年度さくら市下水道事業会計補正予算（第 2 号）であります。

今回の補正予算は、予算第 2 条資本的収入及び支出の収入、第 1 款資本的収入で、既決予定額から 617 万円を減額し、総額を 4 億 7,937 万 8 千円、資本的収入及び支出の支出、第 1 款資本的支出で、既決予定額から 617 万円を減額し、総額を 9 億 3,757

万7千円とするものであります。

議案第12号は、令和4年度さくら市一般会計予算であります。

先に申し上げました基本的な考え方のもとに編成いたしました令和4年度一般会計予算は、前年度当初予算額187億8千万円に対しまして、4.1%増の195億5千万円と決めました。

まず、第1表歳入各款の主な概要を御説明申し上げます。

1款市税は、コロナ禍における社会情勢等を考慮し、市税全体として前年度比4,546万1千円減の62億6,655万4千円を計上いたしました。

2款地方譲与税、及び3款から10款までの各種交付金につきましては、過去の交付実績や地方財政計画に基づき、13億8,480万5千円を計上いたしました。

11款地方交付税につきましては、過去の交付実績や地方財政計画に基づき、対前年度比2億9,950万円増の26億3,050万円を計上いたしました。

15款国庫支出金は、28億682万6千円で、主なものは、児童手当、子どものための教育・保育給付費など児童福祉費負担金、

地方創生道整備交付金など土木費補助金であります。

16 款県支出金は、13 億 8,960 万 5 千円で、主なものは、子どものための教育・保育給付費など児童福祉費負担金、多面的機能支払交付金など農業費補助金であります。

17 款財産収入は、1 億 4,205 万 9 千円で、主なものは、市有地売却収入であります。

18 款寄附金につきましては、増収達成に向けてあらゆる方策を講じてまいりますので、対前年度比 1 億 2 千万円増の 1 億 6,000 万 7 千円を計上いたしました。

19 款繰入金は、10 億 5,793 万 8 千円で、主なものは、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金などであります。

20 款繰越金では、4 億円を、21 款諸収入では、16 億 3,278 万 1 千円を計上いたしました。

22 款市債は、13 億 5,640 万円で、主なものは、臨時財政対策債、市道整備事業債などあります。

次に歳出で、1 款議会費では、議会の運営及び活動に関する経費として、1 億 7,209 万円を計上いたしました。

2 款総務費は、21 億 1,629 万 4 千円で、その主なものは、財産管理費、企画費、情報処理費、市税の賦課徴収費などであり

ます。

3 款民生費は、66 億 5,753 万 8 千円で、その主なものは、介護給付・訓練等給付事業費、後期高齢者医療費、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計への繰出金、施設型給付・地域型給付等事業費、児童手当支給事業費、生活保護者扶助事業費などです。

4 款衛生費は、12 億 7,894 万 6 千円で、その主なものは、定期予防接種事業費、各種がん検診事業費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費、清掃費各種負担金、ごみ収集事業費などです。

5 款農林水産業費は、6 億 2,341 万円で、その主なものは、農道等整備補修事業費、多面的機能支払交付金事業費、総合交流ターミナル施設維持管理事業費などです。

6 款商工費は、19 億 634 万 7 千円で、その主なものは、中小企業振興資金融資事業費、新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給金事業費、温泉施設維持管理事業費などです。

7 款土木費は、20 億 6,116 万 3 千円で、その主なものは、道路維持補修事業費、道路改良事業費、都市公園管理事業費、お

丸山公園等再生計画事業費、下水道事業会計負担金、上阿久津台地土地区画整理事業特別会計への繰出金などであります。

8 款消防費は、7 億 9,314 万 8 千円で、その主なものは、消防団運営事業費、防災行政無線管理事業費、塩谷広域行政組合消防費負担金などであります。

9 款教育費は、21 億 5,706 万 4 千円で、その主なものは、幼稚園事業費、非常勤講師活用事業費、学校 ICT 管理事業費、学校給食管理事業費などあります。

10 款災害復旧費では、300 万円を、11 款公債費では、17 億 6,100 万円を、12 款予備費では、2 千万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、第 2 表債務負担行為は、広島平和記念式典中学生派遣事業ほか 2 件の債務の期間、限度額を定めるものであります。

第 3 表地方債は、臨時財政対策債ほか 12 件の事業などに要する起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

以上が、令和 4 年度さくら市一般会計予算の概要であります。

議案第 13 号は、令和 4 年度氏家都市計画事業上阿久津台土地
地区画整理事業特別会計予算であります。

令和 4 年度予算の総額は、2 億 8,784 万円と決めました。

歳入の主なものは、2 款財産収入で、5,586 万円、3 款繰入金
で、一般会計からの繰入金 2 億 194 万 6 千円を、歳出の主なも
のは、1 款土地地区画整理事業費で、1 億 779 万 9 千円をそれぞれ
計上いたしました。

議案第 14 号は、令和 4 年度さくら市国民健康保険特別会計予
算であります。

令和 4 年度予算の総額は、40 億 4,787 万円と決めました。

歳入の主なものは、1 款国民健康保険税で、8 億 2,122 万 3
千円、5 款県支出金で、29 億 6,408 万 6 千円、8 款繰入金で、2
億 5,722 万円を、歳出の主なものは、2 款保険給付費で、28 億
7,877 万 3 千円、3 款国民健康保険事業費納付金で、10 億 8,880
万 8 千円をそれぞれ計上いたしました。

議案第 15 号は、令和 4 年度さくら市後期高齢者医療特別会計予算であります。

令和 4 年度予算の総額は、5 億 1,336 万 8 千円と決めました。

歳入の主なものは、1 款後期高齢者医療保険料で、3 億 8,913 万 4 千円、3 款繰入金で、一般会計からの繰入金 1 億 1,309 万 5 千円を、歳出の主なものは、2 款後期高齢者医療広域連合納付金で、4 億 9,360 万 2 千円をそれぞれ計上いたしました。

議案第 16 号は、令和 4 年度さくら市介護保険特別会計予算であります。

令和 4 年度予算の総額は、35 億 1,686 万 7 千円と決めました。

歳入の主なものは、1 款保険料で、7 億 6,862 万 5 千円、3 款国庫支出金で、8 億 486 万 1 千円、4 款支払基金交付金で、8 億 9,894 万 2 千円、8 款繰入金で、一般会計からの繰入金など 5 億 6,269 万 8 千円を、歳出の主なものは、2 款保険給付費で、32 億 4,157 万円をそれぞれ計上いたしました。

次に、第 2 表債務負担行為は、第 9 期さくら市高齢者保健福祉計画策定業務委託の債務の期間、限度額を定めるものであり

ます。

以上が、令和 4 年度の各特別会計予算の概要であります。

議案第 17 号は、令和 4 年度さくら市水道事業会計予算であります。

公営企業の効率的運営及び経済性の発揮と、公共の福祉の増進を考慮して、予算第 2 条に定める業務を執行するため、予算第 3 条に定める収益的収入及び支出について、収入第 1 款水道事業収益予定額を 8 億 9,038 万 6 千円、支出第 1 款水道事業費用予定額を 8 億 5,401 万円と決めました。

また、予算第 4 条に定める資本的収入及び支出について、収入第 1 款資本的収入予定額を 1 億 8,787 万円、支出第 1 款資本的支出予定額を 7 億 2,905 万円と決めました。

予算第 6 条企業債は、上水道拡張事業工事費及び上水道改良事業工事費に要する起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

以上が、令和 4 年度さくら市水道事業会計予算の概要であります。

議案第 18 号は、令和 4 年度さくら市下水道事業会計予算であります。

公営企業の効率的運営及び経済性の発揮と、公共の福祉の増進を考慮して、予算第 2 条に定める業務を執行するため、予算第 3 条に定める収益的収入及び支出について、収入第 1 款下水道事業収益予定額を 10 億 6,617 万 9 千円、支出第 1 款下水道事業費用予定額を 9 億 573 万 7 千円と決めました。

また、予算第 4 条に定める資本的収入及び支出について、収入第 1 款資本的収入予定額を 5 億 2,240 万 1 千円、支出第 1 款資本的支出予定額を 10 億 38 万 3 千円と決めました。

予算第 6 条企業債は、管路建設改良費及び処理場建設改良費に要する起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

以上が、令和 4 年度さくら市下水道事業会計予算の概要であります。

議案第 19 号は、塩谷広域行政組合規約の変更についてであります。

本案は、塩谷広域行政組合が共同処理する児童発達支援施設の設置及び管理運営に関する事務を民間に移譲するため、塩谷広域行政組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 20 号は、さくら市教育委員会委員の任命同意についてであります。

本案は、現委員の鈴木^{すずき}いずみ氏が令和 4 年 5 月 23 日をもって任期満了となるため、新たに岡崎^{おかざき}真紀^{まき}氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第 21 号は、鍛冶^{かじ}ヶ澤^{がさわ}辺^{へん}地^ちに係る総合整備計画の策定についてであります。

本案は、市道・農道整備に係る財源の一部に充当させる辺地債の起債に必要な総合整備計画を定めるため、辺地に係る公共

的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号は、^{わしじゅくへん ち}鷺宿辺地、^{しもこう と みなみへん ち}下河戸南辺地及び^{かみこう と へん ち}上河戸辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。

本案は、市道・農道整備に係る財源の一部に充当させる辺地債の起債に必要な総合整備計画の変更を行うため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項及び第8項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

諮問第1号及び第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

諮問第1号は、現委員の^{きのしたひでふさ}木下秀房氏が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、新たに^{ふく だ まさあき}福田雅章氏を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

諮問第2号は、現委員の小森^{こもりしげる}茂氏が令和4年6月30日をもって任期満了となるため、新たに岩崎^{いわさきすすむ}奨氏を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3)～(15) 略

2 略

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抄）

（任命）

第4条 略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3・4 略

5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年

齡、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項第2号及び第5項において同じ。)である者が含まれるようにしなければならない。

◎辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)(抄)

(総合整備計画の策定等)

第3条 この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画(以下「総合整備計画」という。)を定めることができる。

2～7 略

8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

◎ 人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)(抄)

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

さくら市個人情報保護条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市個人情報保護条例 (平成 17 年さくら市条例第 10 号)

(1/2)

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 個人識別符号 <u>個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)</u> 第 2 条第 2 項に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>(個人情報の開示義務)</p> <p>第 15 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報 (以下「不開示情報」という。) のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 開示請求者 (第 13 条第 2 項の規定により法定代理人等が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。以下同じ。) 以外の個人に関する情報 (事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等 (国家公務員法 (昭和 22 年法律第 120 号) 第 2 条第 1 項に規定する国家公務員、独立行政法人等 (個人情報保護法第 2 条第 9 項</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 58 号) 第 2 条第 3 項</u> に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>(個人情報の開示義務)</p> <p>第 15 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報 (以下「不開示情報」という。) のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 開示請求者 (第 13 条第 2 項の規定により法定代理人等が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。以下同じ。) 以外の個人に関する情報 (事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。) であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等 (国家公務員法 (昭和 22 年法律第 120 号) 第 2 条第 1 項に規定する国家公務員、独立行政法人等 (独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成 13 年法律</p>

さくら市個人情報保護条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市個人情報保護条例（平成17年さくら市条例第10号）

(2/2)

改 正 案	現 行
<p>_____に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(4)～(9) 略</p>	<p><u>第140号）第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(4)～(9) 略</p>

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさくら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 38 号) (第 1 条関係) (1/2)

改 正 案	現 行																																																														
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第 12 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 年次有給休暇の単位は、1 日又は 1 時間とする。ただし、年次有給休暇の残日数の<u>全て</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>全て</u>を使用することができる。</p> <p>4 略</p> <p>別表第 1 (第 14 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">休暇の原因</th> <th style="text-align: center;">休暇を与える時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>6 の 2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u></td> <td><u>一の年度において 5 日 (当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10 日) の範囲内の期間</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>8 女性職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</u></td> <td><u>必要と認められる期間</u></td> </tr> <tr> <td><u>9 略</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>10 略</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>11 略</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>12 略</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>13 略</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>14 略</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>15 略</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>16 略</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>17 略</u></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	休暇の原因	休暇を与える時間	略	略	<u>6 の 2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u>	<u>一の年度において 5 日 (当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10 日) の範囲内の期間</u>	略	略	<u>8 女性職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</u>	<u>必要と認められる期間</u>	<u>9 略</u>	略	<u>10 略</u>	略	<u>11 略</u>	略	<u>12 略</u>	略	<u>13 略</u>	略	<u>14 略</u>	略	<u>15 略</u>	略	<u>16 略</u>	略	<u>17 略</u>	略	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第 12 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 年次有給休暇の単位は、1 日又は 1 時間とする。ただし、年次有給休暇の残日数の<u>すべて</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>すべて</u>を使用することができる。</p> <p>4 略</p> <p>別表第 1 (第 14 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">休暇の原因</th> <th style="text-align: center;">休暇を与える時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>8 略</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>9 略</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>10 略</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>11 略</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>12 略</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>13 略</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>14 略</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>15 略</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>16 略</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>17 略</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>18 略</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>19 略</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>20 略</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>21 略</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>22 略</u></td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	休暇の原因	休暇を与える時間	略	略	<u>8 略</u>	略	<u>9 略</u>	略	<u>10 略</u>	略	<u>11 略</u>	略	<u>12 略</u>	略	<u>13 略</u>	略	<u>14 略</u>	略	<u>15 略</u>	略	<u>16 略</u>	略	<u>17 略</u>	略	<u>18 略</u>	略	<u>19 略</u>	略	<u>20 略</u>	略	<u>21 略</u>	略	<u>22 略</u>	略
休暇の原因	休暇を与える時間																																																														
略	略																																																														
<u>6 の 2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u>	<u>一の年度において 5 日 (当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10 日) の範囲内の期間</u>																																																														
略	略																																																														
<u>8 女性職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</u>	<u>必要と認められる期間</u>																																																														
<u>9 略</u>	略																																																														
<u>10 略</u>	略																																																														
<u>11 略</u>	略																																																														
<u>12 略</u>	略																																																														
<u>13 略</u>	略																																																														
<u>14 略</u>	略																																																														
<u>15 略</u>	略																																																														
<u>16 略</u>	略																																																														
<u>17 略</u>	略																																																														
休暇の原因	休暇を与える時間																																																														
略	略																																																														
<u>8 略</u>	略																																																														
<u>9 略</u>	略																																																														
<u>10 略</u>	略																																																														
<u>11 略</u>	略																																																														
<u>12 略</u>	略																																																														
<u>13 略</u>	略																																																														
<u>14 略</u>	略																																																														
<u>15 略</u>	略																																																														
<u>16 略</u>	略																																																														
<u>17 略</u>	略																																																														
<u>18 略</u>	略																																																														
<u>19 略</u>	略																																																														
<u>20 略</u>	略																																																														
<u>21 略</u>	略																																																														
<u>22 略</u>	略																																																														

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさくら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 38 号) (第 1 条関係) (2/2)

改 正 案		現 行
<u>18</u> 略	略	
<u>19</u> 略	略	
<u>20</u> 略	略	
<u>21</u> 略	略	
<u>22</u> 略	略	
<u>23</u> 略	略	

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさくら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の育児休業等に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 39 号) (第 2 条関係) (1/3)

改 正 案	現 行						
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <hr/> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。)が 1 歳 6 箇月に達する日 (以下「1 歳 6 箇月到達日」という。)(第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日) までに、その任期 (任期が更新される場合にあつては、更新後のもの) が満了すること及び<u>引き続き任命権者を同じくする職 (以下「特定職」という。)</u>に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 略</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(育児短時間勤務をしている職員についてのさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例)</p> <p>第 18 条 育児短時間勤務をしている職員についてのさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">第 8 条第 2 項</td> <td style="width: 15%;">決定する</td> <td style="width: 70%;">決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、休暇等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務</td> </tr> </table>	第 8 条第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、休暇等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職 (以下「特定職」という。)</u>に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員</p> <p><u>(イ) その養育する子(育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。)が 1 歳 6 箇月に達する日 (以下「1 歳 6 箇月到達日」という。)(第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日) までに、その任期 (任期が更新される場合にあつては、更新後のもの) が満了すること及び特定職に引き続き</u></p> <hr/> <p>採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p><u>(ウ) 略</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>(育児短時間勤務をしている職員についてのさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の特例)</p> <p>第 18 条 育児短時間勤務をしている職員についてのさくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%;">第 8 条第 2 項</td> <td style="width: 15%;">決定する</td> <td style="width: 70%;">決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、休暇等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務</td> </tr> </table>	第 8 条第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、休暇等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務
第 8 条第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、休暇等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務					
第 8 条第 2 項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、休暇等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務					

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさくら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成17年さくら市条例第39号）（第2条関係） (2/3)

改 正 案			現 行		
		時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする			時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
			第9条第2項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
<p style="text-align: center;">（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）</u></p> <p>第25条 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p> <p><u>（勤務環境の整備に関する措置）</u></p>			<p style="text-align: center;">（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する</u></p> <p style="text-align: right;">_____非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p><u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p>		

さくら市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさくら市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 39 号）（第 2 条関係） (3/3)

改 正 案	現 行
<p><u>第 26 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p>(委任)</p> <p>第 27 条 略</p>	<p>(委任)</p> <p>第 25 条 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の所得割額) 第 3 条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額) 第 4 条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額) 第 5 条 第 2 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第 7 条の 2 及び<u>第 21 条第 1 項</u>において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第 3 号、第 7 条の 2 及び<u>第 21 条第 1 項</u>において同じ。)以外の世帯 23,500 円</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第 6 条 第 2 条第 3 項の所得割額は、_____基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 2 を乗じて算定する。</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第 13 条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る_____所得割額) 第 3 条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る_____被保険者均等割額) 第 4 条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る_____世帯別平等割額) 第 5 条 第 2 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第 7 条の 2 及び<u>第 21 条 _____</u>において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第 3 号、第 7 条の 2 及び<u>第 21 条 _____</u>において同じ。)以外の世帯 23,500 円</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第 6 条 第 2 条第 3 項の所得割額は、<u>賦課期日の属する年の前年の所得に係る</u>基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 2 を乗じて算定する。</p> <p>(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課) 第 13 条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発</p>

改 正 案	現 行
<p>生した者には、その発生した日の属する月から、月割りをもって算定した第2条第1項の額(第21条の規定による減額が行われた場合には、<u>その減額後</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円</p>	<p>生した者には、その発生した日の属する月から、月割りをもって算定した第2条第1項の額(第21条の規定による減額が行われた場合には、<u>同条</u>の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。</p> <p>2～8 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5<u> </u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5<u> </u>に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5<u> </u>に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円</p>

改 正 案	現 行
<p>を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 17,500円</p> <p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) 略 ウ～カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,500円</p> <p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) 略 ウ～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者</p>	<p>を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</u> 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 17,500円</p> <p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) 略 ウ～カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5 _____に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</u> 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,500円</p> <p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額</u> _____ 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) 略 ウ～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5 _____に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者</p>

改 正 案	現 行
<p>及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 52 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。)</p>	<p>及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 52 万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。)</p>
<p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 被保険者 (第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 5,000 円</p>	<p>ア <u>国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額</u> 被保険者 (第 1 条第 2 項に規定する世帯主を除く。) 1 人について 5,000 円</p>
<p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) 略 ウ～カ 略</p>	<p>イ <u>国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)～(ウ) 略 ウ～カ 略</p>
<p>2 <u>国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者 (以下「未就学児」という。) がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額 (当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額 (前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額) に限る。)</u> は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>	
<p>(1) <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額 ア <u>前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯</u> 3,750 円 イ <u>前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯</u> 6,250 円 ウ <u>前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯</u> 10,000 円 エ <u>アからウまでに掲げる世帯以外の世帯</u> 12,500 円</p>	

改 正 案	現 行
<p>(2) <u>国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額</p> <p>ア <u>前項第 1 号ウに規定する金額を減額した世帯</u> 1,260 円</p> <p>イ <u>前項第 2 号ウに規定する金額を減額した世帯</u> 2,100 円</p> <p>ウ <u>前項第 3 号ウに規定する金額を減額した世帯</u> 3,360 円</p> <p>エ <u>アからウまでに掲げる世帯以外の世帯</u> 4,200 円</p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第 21 条の 2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 22 条の 2 において同じ。)である場合における第 3 条及び前条第 1 項の規定の適用については、第 3 条中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第 21 条の 2 に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。）」と、「同項各号」とあるのは「法第 314 条の 2 第 1 項各号」と、<u>前条第 1 項第 1 号中「総所得金額及びび」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次号において同じ。))とする。</u></p> <p>附 則 (国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の所得</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第 21 条の 2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 22 条の 2 において同じ。)である場合における第 3 条及び前条の _____ 規定の適用については、第 3 条中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第 21 条の 2 に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。）」と、「同項各号」とあるのは「法第 314 条の 2 第 1 項各号」と、<u>前条第 1 号 _____ 中「総所得金額 _____ 」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次号において同じ。))とする。</u></p> <p>附 則 (国民健康保険の被保険者に係る _____ 所得</p>

改 正 案	現 行
割額の不均一に関する経過措置)	割額の不均一に関する経過措置)
4 略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額の不均一に関する経過措置)	4 略 (国民健康保険の被保険者に係る_____資産割額の不均一に関する経過措置)
5 略 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額の不均一に関する経過措置)	5 略 (国民健康保険の被保険者に係る_____世帯別平等割額の不均一に関する経過措置)
6 略 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)	6 略 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)
11 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額 (年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。) の控除を受けた場合における第 21 条第 1 項の規定の適用については、同条中「 <u>法第 703 条の 5 第 1 項</u> に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「 <u>法第 703 条の 5 第 1 項</u> に規定する総所得金額 (所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとする。) 及び山林所得金額」と、「110 万円」とあるのは「125 万円」とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)	11 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額 (年齢 65 歳以上である者に係るものに限る。) の控除を受けた場合における第 21 条 _____ の規定の適用については、同条中「 <u>法第 703 条の 5 _____</u> に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「 <u>法第 703 条の 5 _____</u> に規定する総所得金額 (所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額から 15 万円を控除した金額によるものとする。) 及び山林所得金額」と、「110 万円」とあるのは「125 万円」とする。 (上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)
12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 2 第 5 項の配当所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 2 第	12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 2 第 5 項の配当所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 21 条 _____ の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 2 第

改 正 案	現 行
<p>5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 21 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額 (租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。) の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額 (」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額 (」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 21 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場</p>	<p>5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第 21 条____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 21 条____の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額 (租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。) の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額 (」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額 (」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第 21 条____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場</p>

改 正 案	現 行
<p>合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>合における第3条、第6条、第8条及び第21条____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに</p>	<p>17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに</p>

改 正 案	現 行
<p>法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第21条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第21条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第21条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第21条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、<u>第21条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第21条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び</p>	<p>19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び</p>

改 正 案	現 行
<p>山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第21条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第21条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第21条第1項</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約</p>	<p>山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、<u>第21条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第21条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、<u>第21条</u>中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約</p>

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市国民健康保険税条例 (平成 17 年さくら市条例第 65 号) (11/11)

改 正 案	現 行
<p>等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約 適用配当等の額」とする。</p>	<p>等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約 適用配当等の額」とする。</p>

さくら市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文(傍線の部分は改正部分)

○さくら市重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成17年さくら市条例第120号) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(定義) 第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、 次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)～(3) 略 (4) <u>精神保健福祉センターにより精神保健及び精 神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令 第155号)第6条第3項に定める1級と認定され た者であること。</u> 2～5 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、 次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)～(3) 略 2～5 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(入居者資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に規定する「老人等」とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) さくら市犯罪被害者等支援条例(令和4年さくら市条例第 号)第2条第2号に規定する犯罪被害者等で次のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア さくら市犯罪被害者等支援条例第2条第1号に規定する犯罪等(イにおいて「犯罪等」という。)の被害を受けたことにより、収入が減少し、現に居住している住宅(イにおいて「住宅」という。)に引き続き居住することが困難であると市長が認める者</u></p> <p><u>イ 住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、住宅に引き続き居住することが困難であると市長が認める者</u></p> <p>3～5 略</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に規定する「老人等」とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3～5 略</p>

改 正 案	現 行
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第 3 条 この組合は、関係市町における次にかかげる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(5)～(7)</u> 略</p> <p>(ふるさと市町村圏基金の設置)</p> <p>第 12 条 <u>第 3 条第 6 号</u>の事業 (公共施設及び公用施設の建設事業並びに土地の購入を除く。) の実施のため、別に条例で定めるところにより、塩谷地方ふるさと市町村圏基金 (以下「基金」という。) を設置する。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第 3 条 この組合は、関係市町における次にかかげる事務を共同処理する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) に基づく児童発達支援施設の設置及び管理運営に関する事務</u></p> <p><u>(6)～(8)</u> 略</p> <p>(ふるさと市町村圏基金の設置)</p> <p>第 12 条 <u>第 3 条第 7 号</u>の事業 (公共施設及び公用施設の建設事業並びに土地の購入を除く。) の実施のため、別に条例で定めるところにより、塩谷地方ふるさと市町村圏基金 (以下「基金」という。) を設置する。</p> <p>2～4 略</p>